

質問第七九号

校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月十四日

奥 田 ふみよ

参議院議長 関 口 昌 一 殿

校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問主意書

私は、令和八年三月二十五日の参議院予算委員会において、「北海道から沖縄まで、不気味なほど全く同じ内容の理不尽な校則が全国各地の子供たちに押し付けられ、全く同じやり方で、子供たちをまるで犯罪者扱いのように廊下に並ばせて全身チェックをし、あらゆる自由を強制的に制限している。全国一律で同じ問題校則があり、全国一律で同じ問題指導がある。」と指摘し、理不尽な校則、指導について質疑した。これに対して松本洋平文部科学大臣は「校則でありますけれども、教育目標の実現という観点から校長が定め、児童生徒がより良く成長、発達していくために設けられるものでありまして、一定の教育的意義を有するものというふうに考えております。そのため、校則の存在自体が児童生徒の人権を侵害するものとは考えておりませんが、一方で、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないかなどの観点から、児童生徒や保護者の意見も聴取しつつ、絶えず見直しを行っていくことは必要なことだと考えているところでもあります。」と答弁した。

同答弁を踏まえて、以下質問する。なお、複数の質問に対してまとめて答弁せずに、一問一答で答弁されたい。

一 私は同委員会において、生徒が「大切な地毛の天然パーマを、パーマっぽいからストレートパーマで伸ばせと言われた。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

二 私は同委員会において、生徒が髪に「少しメッシュを入れただけで、三人掛かりで押さえ付けられ、ごみ袋をかぶせられ、髪に黒スプレーを掛けられた。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

三 私は同委員会において、生徒が「襟足が長いとやんちゃっぽいから学校に入れないと言われ、拒否したら、三年間一日も学校に入れてくれなかった。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

四 私は同委員会において、一重がコンプレックスの生徒が「アイプチを付けて行ったら、みんなの前で公開処刑のようにばりつと外され、その日から学校に行けなくなった。」という例を挙げた。この校則、指導はどのような一定の教育的意義を有すると考えるか、具体的に示されたい。

五 松本文部科学大臣は、「教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなどマイナスの影響を受けて

いる児童生徒がいかなどの観点から、児童生徒や保護者の意見も聴取しつつ、絶えず見直しを行っていくということは必要」と答弁した。これを踏まえ、全国の学校における校則とその運用実態、「マイナスの影響を受けている児童生徒」の実態を網羅的に調査し、問題のある校則を許容してきた仕組みの抜本的見直しに直ちに取組むべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。